

阿久根市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月15日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第20号

阿久根市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

阿久根市介護保険条例施行規則（平成12年阿久根市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「介護保険事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、又は必要があるとき市長に建議するものとする」を「次の事項について協議する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 介護保険事業の運営に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の介護保険事業計画をいう。）の策定、進捗状況の検証及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

第4条第2項を削る。

第7条第1項中「市長の諮問があったときその他必要と認めるときに」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。